

令和4年9月28日	資料1
第1回 高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ	

高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の 手引きに係るワーキンググループ開催要綱

1 趣旨

平成25年6月、日本再興戦略（閣議決定）において、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」とされたことを踏まえ、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」において、データヘルス計画が導入されているところ。

今般、令和6年度に第3期データヘルス計画が開始されることを見据え、高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）の見直しに係る検討を行うため、保険者及び学識経験者等の参集を得て、「データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会」の下に、「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ」を開催する。

2 検討事項

- （1）高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きの見直しについて
- （2）その他

3 構成

- （1）ワーキンググループは、保険局長が選任する学識経験者、自治体、保険者から構成し、構成員及びオブザーバーは別紙のとおりとする。
- （2）本ワーキンググループに座長を置き、座長は、本ワーキンググループの構成員の互選により選出する。
- （3）座長は、座長代理を指名することができる。
- （4）本ワーキンググループには、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 その他

- （1）ワーキンググループの庶務は、厚生労働省保険局高齢者医療課が行う。
- （2）ワーキンググループの議事、会議資料及び議事録は、別にワーキンググループにおいて申し合わせた場合を除き、公開とする。
- （3）この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、令和4年9月28日（第1回目のワーキンググループ開催日）から施行する。

高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の
手引きに係るワーキンググループ 構成員

<構成員>

- 石黒 美佳子 愛知県蒲郡市健康推進監兼健康推進課長兼保健医療センター館長
石崎 達郎 東京都健康長寿医療センター研究所研究部長
○井出 博生 東京大学未来ビジョン研究センター特任准教授
樺山 舞 大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻教授
唐川 祐一 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課保健事業グループリーダー
管 正剛 福岡県後期高齢者医療広域連合健康企画課長
田中 和美 神奈川県立保健福祉大学保健福祉部栄養学科教授
津下 一代 女子栄養大学特任教授
土屋 厚子 浜松医科大学健康社会医学講座研究員（元静岡県庁）
夏原 善治 滋賀県東近江市健康福祉部医療政策担当部長

<オブザーバー>

国民健康保険中央会

座長に○

(五十音順、敬称略)